旅館業施設の衛生管理について

客室

・定期的に清掃し、客室の換気は十分しましょう。
・空調設備は定期的に保守点検し、適切な室温及び湿度を保ちましょう。
・客室のごみ箱は適切に管理しましょう。
・宿泊者に提供するタオルや茶器・コップ類は、清潔で衛生的なものを備えましょう。
・加湿器は、**毎日タンクを洗浄・換水**して、レジオネラ症を防ぎましょう。

寝具

・寝衣やシーツなど直接肌に触れるものは、**宿泊者一人ごとに洗濯**したものを提供しましょう。
・布団・枕・毛布などの寝具類は、**適宜洗濯**を行いましょう。
・押入れやリネン室は、清潔に保ち、整理整頓しましょう。

洗面所・トイレについて

・常に清潔を保つとともに、整理整頓を行いましょう。
・タオル、くしなどは、**宿泊者一人ごとに新品や消毒したもの**を提供しましょう。
・洗濯設備を備える場合は、ごみ取りネット等を清掃し、常に清潔に保ちましょう。
・トイレは定期的に清掃し適宜消毒し、換気は十分に行いましょう。

浴室・脱衣場について

・浴室・脱衣場は定期的に清掃しましょう。
・循環配管は１週間に１回以上消毒（遊離塩素濃度5～50mg）し、ろ過器を逆洗浄するとともに、１年に１回以上は生物膜の除去を行いましょう。
・浴用に使う水は、次の頻度で**水質検査**を行いましょう。

	水の種類	頻度
原水	水道水以外の原水（貯水槽の水も含む）	１年に１回以上
共同浴室の浴槽水	連日使用循環水を用いていない浴槽水	１年に１回以上
	連日使用循環水を用いている浴槽水	１年に２回以上

※ただし、塩素系薬剤以外で消毒している浴槽水は、１年に４回以上行いましょう。
※検査等でレジオネラ属菌が検出された場合は、検出数値の多少に関わらず、**直ちに入浴施設の利用を停止するとともに、管轄保健所に報告し**、指示を受けてください 。
・共同浴場の浴槽水の遊離残留塩素濃度は、利用状況に応じて頻繁に測定し、測定の記録は３年間保存しましょう。

浴槽水の遊離残留塩素濃度(mg/L)	塩素系薬剤を使用している場合	０．４～１
	モノクロラミンを使用している場合	３程度

※**共同浴室の浴槽水**は、連日使用循環水の利用の有無に関わらず**毎日消毒**し、**遊離残留塩素濃度**を**記録**してください。

給水設備

・受水槽、高置水槽等は、定期的（水道法における簡易専用水道の貯水槽清掃は**年１回以上**）に清掃を実施し、水質（原水）を検査しましょう。
・簡易専用水道や井戸水などの飲用水を使用する場合は、**年１回以上**、法定検査を受けましょう。
・井戸水などを飲用水としている場合は、色・にごり・臭い・味に異常がないことを**毎日確認**しましょう。